

貝塚ホステス殺人事件

弁護士(大阪弁護士会) 平 栗 勲

一 はじめに

本稿で紹介するのは、貝塚ホステス殺人事件である。少年五名が強姦殺人事件で起訴された事件である。少年等は、警察の厳しい取調べによって自白に追い込まれ、家裁からの逆送決定をへて、一審では有罪とされた。一名は服役する一方、四名が控訴したところ、自白の信用性が否定される等の理由によって無罪とされた。そこで、服役中の一名も再審を申し立て、その後無罪が言い渡された。昭和五四年一月の事件発生から、平成元年三月の再審無罪判決の確定まで一〇年強の歳月を経てようやく無罪が確定するという異例の経過をたどった事件である。本事件は、少年に対する取調べのありかた、逮捕直後の不当取調べ、代用監獄勾留中の取調べ、検察官による警察官捜査の上塗り、共犯者自白、裁判所の事実認定のありかた、無辜の服役囚を生むことになった刑事手続の貧弱さ等様々な問題をはらんでいる。以下、事件の経過に従って、問題点を指摘していきたい。

二 事件の発生から犯人逮捕まで

(1) 事件の発生 昭和五四年一月二二日早朝、大阪府貝塚市の野菜栽培用ビニールハウス内で、女性が全裸に近い状態で殺害されているのが発見された。

現場は大阪府貝塚市の西北部にあたり、南海本線沿いに設けられた春菊栽培用のビニールハウス内である。附近には東側の高菜畑を隔てた道路沿いに民家が七戸並んでいる以外に近隣した人家はなく、昼夜間共に人車の通行は少なく、午後一時を過ぎるとほとんど人通りのない静かな場所である。

死体は、同日、大阪大学法医学教室において司法解剖された。解剖の結果、死亡推定日時は昭和五四年一月二一日午後六時頃（前後に五時間の幅をもつ）とされ、死因は頸部扼圧による窒息死であった。また被害者は妊娠約三ヶ月の妊婦であったが、発見時顔面は土をかぶり、目、鼻、口及び陰部には多量の土砂がかけられていた。

被害者は、一月二三日になって新聞で事件を知った内縁の夫Aの連絡によって、身元が判明し、近所に住むB（当時二七才）であることがわかった。被害者の足取りは、一月二一日夕刻伊丹市の実家を訪れ、午後九時過ぎ頃に実家を出て帰宅の途に着いた。そしてその後乗り継いだバス、電車等の時刻から、現場附近を午後一時過ぎ頃通りかかったものと推定された。そして道路を通行中、何者かに襲われ、ビニールハウス内に連れ込まれたものと考えられた。

(2) 初動捜査の状況 事件発生直後、貝塚署に捜査本部が設置され、大阪府警捜査一課管理官平野雄幸警視をキヤップとする総勢二五名の捜査体制が組まれた。捜査体制が組まれると、直ちに大がかりな現場検証と付近の聞き込み捜査がなされた。現場検証によれば、ビニールハウスの南側が入口になっているが、死体発見時入口に

は外側からカンヌキがかけられて閉められた状態であり、ビニールハウスの北側と東側には一個づつ破れ穴が開いていた。このうち東側の破れ穴は、被害者が倒れていた場所から直近の位置にあった。

遺留品としては、ビニールハウスに隣接する高菜畑から被害者の着衣が、高菜畑と道路との間の溝から被害者の所持品であるショッピングバッグなどがそれぞれ発見された。しかしながら、被害者が当時所持していたと思われる緑色のガマ口は発見されなかった。

付近の聞き込み捜査により、現場に近い民家で勉強していた二人の学生が、一月二二日午前〇時から午後〇時一五分頃までの間に女性の悲鳴を聞いていることが判明した。このことから、被害者の殺害時刻について、捜査本部は当初一月二二日午前〇時一五分頃と推定していた。

(3)被疑者五名の逮捕の状況　一月二六日午後一〇時三〇分頃、AがX(当時一八才)を伴って貝塚署に出頭し、「これがXです。犯人について知っています。友達の五人とやったといっているので調べて下さい。」と申告してきた(昭和五四年四月・高橋輝雄警部作成の捜査報告書)。Xについては、捜査本部においても既に地元の不良少年の一人として捜査上の対象者に挙げて内偵中であつたところ、Aが犯人の一人として連行してきたことから捜査本部は色めき立った。

AがXを犯人の一人として連行するに至つたのは、Aが一月二二日ばかりXと出会つたところ、いつもなら自分の顔を見るとニコニコして「おっちゃん」と声をかけてくるのに、この時は目をそらして顔をひきつたようにして去って行つたと感じたことからXに対し疑惑を抱き、その後公園に呼び出したり、自宅に連れて行つて被害者の位牌に手を合わさせるなどして、犯人として自白するよう迫つた。最後には夜の海岸に連れ出してナイフを突きつけ、平手で殴打するなどの暴行を加えながら自白を迫つた。

Xは中学時代オール1という低い成績で、元来おとなしい性格であり、他人に引きづられ易いところがあった。このような少年が、成人のAから犯人として強く疑われ、自白しないと平手打ちを喰わされたり、ナイフを突きつけられて脅かされればひとたまりもない。

Xは、Aの言いなりに犯行を自供し、自分の遊び仲間であるY、Z（Y・Zは兄弟）、O、P（Yと従兄弟）の四名の名前を挙げ、彼ら四名と一緒に被害者を強姦し、自分は殺害に加わっていないと自白した。その際少年は、YとPが被害者をナイフで脅したとも自供した。そしてAは、これらの事実を自分の手帳に書き留め、そのあとXに署名と血判を押させた。その時の状況について、Xは「言、うことを聞かないと本当に殺されると思った」と後日公判廷で供述している（昭和五九年九月六日・控訴審第七回公判調書）。

なぜAがXを犯人として疑い、自白の強要までなしたのか必ずしも明らかではないが、既にXの名前は捜査線上に浮かんでおり、警察官がXのことをAに尋ねたりしてXが捜査の対象となっていることを知り、強い疑いを抱いたことも考えられる。

Xが逮捕されると、少年の自白に基づき、翌朝（二七日）未明までに他の四名がそれぞれの居所で緊急逮捕された。捜査本部が他の四名の逮捕を急いだのには事情があり、朝日新聞が朝刊でXの逮捕をスクープで報道する予定だったからである。

朝日新聞がXの逮捕をスクープしたのは、AがXに自白させた後、自宅に記者を呼び、記者の前であらためて自白をさせ、Xの逮捕を事前に知っていたからであった。Xにすれば、Aに脅かされて自白をした後、更に新聞記者の前で自白をさせられ、もはや逃げ場がないという追い込まれた状況下におかれていたのである。

三 被疑者らに対する取調べ状況と自白の経緯

(1) Xに対する取調べ状況と自白の経緯 Xは、Aに連れられて警察に出頭するとそのまま警察の取調べを受けた。その状況について、Xは、公判廷において大要次のように述べている。

「一月二六日夜貝塚署へ出頭すると、小さな取調室で五、六人くらいの警察官から『お前ビニールハウスやたらう』と言われた。その時やっていないと答え、二、三〇分くらい黙っていたら警察官から平手で殴られ、頭を壁にぶつけられ、足を踏まれるなどの暴行を受け、仕方なくY、Z、O及びPの四人が被害者を強姦して、殺害した旨Aに述べたのと同様のことを自分の思い付きでしゃべった。警察では、最初自分自身はやっていないと言っていたが、逮捕され、その後髪の毛を引っ張られたり、頭を壁にぶつけられたり、蹴られたり、殴られたりされ、怖かったので自分もやったことを認めた」(昭和五九年九月六日、控訴審第七回公判調書)。

かくしてXは、逮捕当日の員面調書及び翌日の検察官に対する弁解録取書では、姦淫行為を認めたが、裁判官に対する勾留質問において自己の関与を否定する供述をなしている。そしてその後再び警察官から暴行を受けあらためて自白をなした後においても、その自白内容はXの思い付くまま警察官の誘導に従って供述したものであるから、現場の状況と符号していなかったり、他の被疑者らの供述と合わない点が多かった。

このような時にはまた同様の暴行を受け、自白内容が現場の状況や他の被疑者らの供述と合うように整合させられていった。

(2) Yに対する取調べ状況と自白の経緯 Yは、逮捕された五人のうち唯一の成人であったが、それでも当時二一才になったばかりであった。Yは、当初本件犯行を否認し、「事件のあった一月二二日夜は友人のH方にい

て事件とは関係ない」旨、供述していた（逮捕時の弁解録取書）。

ところが、警察は、Xらの供述をもとにYの犯行を信じて疑わず、Yの供述を頭から信じようとしなかった。そこで警察官は、Yの髪の毛を引っ張ったり、床に土下座させ、壁に頭をぶつけたり、正座させた両肢に乗って踏んだり、蹴ったりするなどの暴行を加えて告白を迫った。

それでも当初Yは告白をしようとしなかったが、一月二十九日勾留質問においてアリバイを申立てて犯行を否認したにもかかわらず勾留決定がなされ、更に警察官の暴行が続いたことから自暴自棄になり、取調べ中、嫌になつて死んでやろうと暴れ出し、自ら頭を壁や窓ガラスにぶつけて窓ガラスを破るといふ事態も生じた。かくしてYは、これ以上否認することに絶えられず、一月三〇日告白した。

その後初めて弁護人の接見があり、一度は弁護人のアドバイスで告白を撤回しようとしたが、再び警察官の恫喝により告白せざるをえなかった。しかし告白しても具体的な供述ができないので、警察官の誘導するままに答えていた。

告白をしてからは、余り暴行を受けなくなったが、他の者と供述が違つたりすると髪の毛を引っ張られたりした。被害者の持っていたガマ口もYが盗んだものと認めさせられたため、投棄場所について適当に答えていたところ、供述場所からガマ口が発見されなかったことで、再び髪の毛を引っ張られたり、壁に頭をぶつけられたりなどの暴行を加えられた。かくして、結局ガマ口は発見されないうまま、ガマ口に関する供述も他の被疑者らの供述内容と符号するように整理されていった。

(3) Zに対する取調べ状況と告白の経緯 Zは当時一八才の少年であった。Zは一月二十七日午前四時頃自宅で逮捕され、貝塚署の取調室で午前四時四〇分頃から取調べを受けた。捜査官から「おまえが首を絞めて殺したん

か」と言われ、知らないと答えると刑事二人から手錠をはめたままの状態で頭を手拳で殴打され、足を蹴られたり、髪の毛をつかんで引っ張るなどの暴行を受けた。このため我慢できなくなつて、同日午後〇時頃被疑事実を認めた（昭和六〇年五月二日、第一四回公判調書）。

司法警察員に対する弁解録取書によれば、同日午前四時二〇分頃被疑事実を認めたようになっていたが、Zはこのような時刻には未だ犯行を認めていず、刑事から暴行を受けながらも犯行については知らないといつていた。弁護人の接見時、弁護人からやっていないならやっていないと弁解するよう注意を受けたが、刑事からは、弁護人と何を話したか言えといわれ、本当のことを言うとい何をされるか分からないので刑事にはやっていないとは言えなかった。

検察官に対しても本件犯行を認めたが、それは、取調べのそばに警察官がいて、やっていないと言つて警察に帰つてから何をされるか分からないと思ひ怖かつたからである。このようにしてZも、警察官の暴行に対する畏怖心から意に反する自白をなし、警察官の誘導するままの自白調書が作られていった。

(4) Oに対する取調べ状況と自白の経緯　Oも当時一八才の少年であつた。Oは、一月二七日午前五時頃逮捕されたが、取調室で被疑事実を聞かされなのまま「一週間前に何やつたんや」と言われ、友人との喧嘩のことかと思ひ、それを言つと、「そんなことやないんや」と言われた。その後、被疑事実を聞かされ、「おまえがやつたんやろ」と言われ、当日の行動を何度説明しても聞いてもらえず、警察官から、正座させられて頭をスリッパで殴られたり、腹を蹴られたり、歯茎のところを押さえられたり、耳を引っ張られたりされた。その間午前十一時頃には警察官がXを連れてきて、同人にOを指して「こいつがやつたんやな」と言つと、Xがうなずいたので、他の者も認めていると思ひ、正午頃にはOもあきらめて被疑事実を認めるに至つた。自白した後、被害者の財

布を知らないといったり、ビニールハウスの入口とかナイフのことなどの説明が十分できない時は、警察官から頭をスリッパで殴られたり、壁に頭をぶつけたりされた。

途中で検察官の取調べの際一度は犯行を否認し、「自分はやっていない」と言ったこともあったが、これに対し検察官は怒って帰って行ってしまい、そのあと取調室で正座させられ、警察官から反省の色がないからも一度考え直せといわれて正座した足の上に乗られたり、スリッパで頭を殴られたりした。そのため再び検察官に対し「やってないと言ったのは嘘でした」と供述を覆すほかはなかった。

(5) Pに対する取調べ状況と自白の経緯 Pも当時一八才の少年であった。Pは一月二七日午前五時過ぎ頃逮捕され、貝塚署に連行された。貝塚署では床の上に正座させられたうえ、警察官から初めて「お前殺したやろ」と言われ、やってないと言った後黙っていると、警察官の一人が手ぬぐいかハンカチを巻いた右手拳や素手の左手拳で顔を殴られ、腹も足も蹴られた。このため三時間位して、殴られるのが怖くて犯行を認めざるをえなかった。

すると簡単な書類を作ると言って小さな取調室に連れていかれ、その部屋で初めて名前を書かされた。これが弁解録取書と思われる。従って、Pについても司法警察員に対する弁解録取書の作成段階から自白したようになっている。

(6) 不当な取調べと裁判所の認定 以上のように、被疑者らに対しては、いずれも逮捕直後から警察官による激しい暴行が行われ、このためY以外の少年らはすべて逮捕日から自白するに至った。少年らはいずれも、当初は犯行を否認したものの、警察官による暴行に耐えられず、警察官の暴行に対する畏怖心から、その意に反する供述を強いられてしまった。しかも弁解録取書は、犯行を自白してから作成されるという仕末で、このため少

年ら四名の内三名までが、司法警察員に対する弁解録取書作成時から自白したようになっていた。

その後の取調べにおいても、被疑者らの供述が現場の状況と矛盾していたり、他の少年らの供述と矛盾していたり、あてずっぽうでアイマイな供述をなすと再び暴行が加えられて被疑者らの供述内容に変更されていた。

唯一の成人であったYは逮捕後三日間は否認していた。しかし他の一八才の少年四名はいずれも逮捕当日に自白し、一部の少年については、弁解録取書作成段階から自白する内容となっている。このため、否認するYに対する暴力的追及は一層激しくなっていた。

二 本件の例にも見られるように、成人と違い少年らが警察のような国家権力からの取調べ、追及に対していかに抵抗し、自己を防御する力を持たないかが明らかである。ただ、幸いにも、このような警察官の被疑者らに対する暴行の事実は、本件の控訴審判決（大阪高裁昭和六一年一月三〇日判決・判例時報一一八九号一三四頁）も認定し、このため被疑者らの自白調書の任意性も否定した。

右判決によれば、被告人らの暴行を受けた事実に関する供述はいずれも極めて具体的に富むものであり、暴行を受ける原因事実との結びつきも合理的で自然であるのに対し、取調官の供述は、いずれも暴行の事実はないとか記憶にないとか答えるにとどまっており、少年が取調官から暴行を受けた旨の供述が事実である可能性が強く、これを虚偽としてたやすくは排斥できないといわなければならないと判示している。

四 自白の内容とその変遷

一 少年等に対する緊急逮捕状記載の被疑事実は、『被疑者等は通行中の女性を襲って強姦しようとする謀の上、昭和五四年一月二一日午後一時四〇分頃大阪府貝塚市路上を通行中の主婦B（当時二七才）を認めるや被疑者

Y、Pの二名が所携のカッターナイフをつきつけて脅迫し、西側の野菜畑に連れ込んで被害者のパンタロン等を脱がしめて裸にしたうえ、他の共謀者三名が待つ野菜ハウスの中に引きずり込み、被疑者Xが被害者の左手、同Pは首、同Yは右足、同Oは左足を押さえてその犯行を抑圧したうえ、Y、P、O、Zの順に同女を次々強姦後犯罪の発覚を恐れた被疑者Yが「殺してしまえ」という言葉に全員共謀して殺害を決意し、被疑者YとPが手で被害者の頸部を扼圧し、その頃同所において同女を頸部扼圧により窒息死亡するに至らしめたものである』というものであった。

右被疑事実は、XがAに自白した供述内容をAが自己の手帳にメモした内容をもとに構成されたものであり、その後の少年らの供述の骨格をなしていた。少年らは、いずれも身に覚えのないことを、警察官の暴行により自白を強いられたものであるから、その供述内容はすべて当ずっぽうであり、現場の状況と矛盾したり、少年らの供述相互間に食い違いが生ずるのは当然であった。

以下そのうち主なものを列挙すると

(1)姦淫の順序の取り決めに関する供述　少年らは本件犯行前姦淫の順序を決めていたかどうかの点につき、O及びPは、いずれもY以外の四名でジャンケンして順番を決めたことと供述しているのに対し、X及びZはいずれもジャンケンをして姦淫の順序を決めたこととはないと供述している。

(2)使用した自転車に関する供述　少年らは、自転車三台で貝塚の本件犯行現場へでかけたときとされているが、その自転車三台の使用方法について、X、Y及びOの三名は、Xの自転車にYが、Oの自転車にPがそれぞれ相乗りし、Zは一人で自転車に乗ったことと供述している。

これに対しPは、当初自分がXの自転車を運転して同人を乗せ、Oの運転する自転車にはYが乗り、Zは同人

の自転車で一人で乗ったと供述し、後に自分はOの乗った自転車で乗せてもらったように供述を変更した。Zは、当初はOの自転車で乗せてもらったように思うが、後に自分は一人で乗ったように供述を変え、その後更に自分はOの乗った自転車の荷台に乗ったようにも供述している。

(3) ビニールハウス内へのXの侵入経路に関する供述 Xは、自分が最初にビニールハウス内へ侵入した状況につき、当初の供述では、ビニールハウスの東側のビニールに穴が開いていたので、そこから入り、戸を内側から開けて他の四名を中に入れたとしていた。ところが、それでは戸が外側からカンヌキで閉められているという客観的事実と矛盾するため、その後、ビニールハウスの東側中ほどのビニールを破って中に入り、開き戸を開けに行ったが開かないので、破った穴から外に出て外から戸を開けたように供述し、さらにその後、ビニールハウス東側中ほどに穴を開けて入り、南側の戸を中から開けようとしたが開かず、北側に戸があるかもしれないと思っただけで戸が見つからず、北側のビニールを破って外へ出て南側に廻って戸を開けたように供述が変遷している。

しかもこのような供述の変遷について、当初はビニールハウスから外に出る時最初に破った穴から出たと思っていたが、現場に案内して行った時に間違っていることに気づいて訂正したと調書で述べているくだりもあるが、少年が立ち合って実況見分がなされた時には既にビニールハウスの破れ穴は張り直されて跡形もなくなっていたのであり、現場で気が付いたということはおよそ考えられないところである。これなどは、明らかに警察官が現場の状況とつじつまを合わせるため供述を変えさせ、その理由を適当に言い訳させた典型例といえよう。

(4) 被害者を捕らえる直前の行動に関する供述 YとPが被害者を捕らえる直前の行動について、Yは、自分とPの二人が路上にいると被害者が通って行ったので、二人で後を追いかけて捕まえたというのであるが、Pは、

最初、ビニールハウス内で待っていると被害者の歩いてくるのが見えたので、自分が先に走り出て道路に行き被害者に声を掛けた後、Yが後ろから走って来たことと供述し、次には、自分とYがビニールハウスを出て被害者が歩いて来た時Yが畑の中に隠れ、自分が道路上で被害者に声を掛けたが無視されたのでYに合図すると、同人が飛び出して来て被害者を捕らえたことと供述し、更にYと自分が二人で道路に立っていると前を被害者が通ったので、二人で付いて歩き左右から被害者を捕らえたことと供述が変わっていった。

(5)被害者殺害のきっかけに関する供述　被害者は姦淫後殺害されているが、そのきっかけはXが姦淫後「被害者を知っている」と述べたことからYが「それなら殺してしまえ」と殺害を指示したからとされている。

ところが、Xは最初Yらが被害者をビニールハウス内に連れ込んで来た時、よく見るとAの嫁であることが解つたと供述しており、その後、自分が最初に姦淫した時被害者がAの嫁であると知つたと供述を変更している。現場の状況からすれば、犯行現場は人を識別し得る程度の明るさであったから、Xがもともと被害者と面識があつたのであれば（実際には、XはAとは面識があつたが、その内妻の被害者とは面識はなかつた）、被害者がハウス内に連れ込まれた時から気付いているのが自然であり、最後に姦淫した後気付いたというのは不自然である。これなどもYの殺害の指示を動機づけるために警察官が創作したこじつけであろう。しかも、Zの供述では、Xが被害者を知っていると云つたところ、Yが「それやったらまずいな」と言い、他の者も「どないしょ」と云つていたら、一人が「首を絞めるしかないな」と言うので皆も「それしかないな」と同意して殺害したように供述し、誰が最初に殺害を指示したのかも明確ではない。そしてPは、当初私が殺してしまえと云つて被害者の上に馬乗りになり、両手で首を絞めたことと供述しているのである（Zの二月六日付検面調査）。

(6)殺害の状況に関する供述　本件犯行中極めて重要な被害者の殺害の状況についても、各人が全くバラバラ

の供述をなしている。Xは、当初YとPが一緒に首を絞めたこと供述していたのに対し、次にはYが首を絞めたので私も左肩の方からYが絞めている手の上から絞めたこと供述し、更にはYが絞めてからPも頭の方から首を絞め、私もYと同じ方向から首を絞めたこと供述している。Yは、当初、自分が両手で被害者の首を絞めたら、PやXも加勢して首を絞めたこと供述していたところ、のちにはXが首を絞めたかどうか解らないとし、自分が被害者の腹に馬乗りになり両手で首を絞めると、Pも自分の左側に来て自分の手の上から首を絞めたこと供述を変えている。

更にはZは、Yが被害者の胸の上に跨ぐようにして首を絞めたこと供述し、Oは、Yが被害者の首を絞めたこと供述していたところ、次にPも被害者の頭の方でYと一緒に両手で首を絞めたこと供述し、その後、Pが被害者の手を押さえていたか、首を絞めたかはつきり分からないとも供述している。

二 そのほか、犯行の前後の状況について、少年らの供述には多くの相互矛盾、変遷があり、枚挙にいとまがないほどである。このように本件犯行の重要な部分について、少年らの供述に重大な矛盾、変遷が認められることは、少年らの供述が警察官の誘導によりつじつまを合わせるためになされたものであり、およそ少年らの記憶ないしは実体験に基づいた供述ではあり得ないことが明らかである。犯人であると自白した被疑者の供述でありながら、事件発生後僅か一ヶ月以内の供述内容としてこれほど多くの矛盾、変遷はとうてい考えられないからである。

警察官らは、少年らを取調べたあと、互いに捜査結果の報告をなして情報交換すると共に、相互に矛盾した供述については、犯行の筋書きを検討し合い、警察官が頭の中で描いたストーリーに基づき少年らの供述を符号するよう供述を変えさせていったのである。

この点について、前記控訴審判決は、「被告人らの各供述の変遷、変転、くい違いなどからすると、被告人ら

は、いずれも捜査官の誘導あるいは押付けにより、また自らの想像により捜査官が想定する事実を供述し、あるいは供述させられたのではないかとの疑問を抱かざるをえない」と明確に認定しているところである。

五 物的証拠

一 本事件の特徴的なところは、少年らの本件犯行を結びつける物的証拠が全く存在しないだけでなく、少年らが犯人ではないのではないかと強く疑わせる物的証拠（消極的証拠）が数多く存在することである。以下、主な証拠とその問題点を紹介する。

(1) 被害者の膣内から採取された精液を含む体液 被害者は姦淫されており、司法解剖により被害者の膣内から膣内容液が採取されている。右膣内容液には精子が確認され、その状態での膣内容液の血液型はA型を示していた。血液型には、血液以外の体液（汗、唾液、精液等）からも血液型が検出される分泌型とそうでない非分泌型がある。これとABO式血液型との組み合わせで体液の血液型が判定され、犯罪者の特定のため、法医学上有力な物証として利用されている。特に、性犯罪の場合、現場に犯人の体液が遺留されることが多いから、体液の血液型の検討は犯人かどうかを検討する上で極めて重要である。

本件においても、事件関係者及び少年らの血液型は判明しており、次のとおりである。

- | | | | |
|---|---------|----|-----|
| 1 | 被害者 B | A | 分泌型 |
| 2 | 被害者の夫 A | O | 型 |
| 3 | X、P | AB | 分泌型 |
| 4 | Y、Z | B | 分泌型 |

被害者の体内から採取された腔内容液からは精子が検出されているから強姦犯人の精液が混在していると考えられる。この状態で血液型反応がA型を示しているということは、少なくともO以外の少年らは強姦犯人ではないということも積極的に裏付ける証拠となるものである。なぜならば、彼らがいずれも姦淫しているのであれば、少年らの持つA B型とB型の因子（形物質という）と被害者の持つA型の因子が混合して腔内容液の血液型表現はA B型の反応を示すはずだからである。

しかるに被害者の腔内から採取された精液を含む体液の血液型がA型の反応を示していることは、少年らが犯人であり得ないことを積極的に裏付けるものである。

(2)被害者が着用していたオーバーの裏地に付着していた精液様斑痕　被害者は死体発見時ほとんど全裸の状態で、事件当時着用していた赤色オーバーコートに両袖を通しただけの状態で、これを下に敷いてあおむけに倒れていた。そして股間部より漏出したと思われる体液の斑痕がオーバーの裏地に付着していた。この斑痕の血液型もA型であった。斑痕からは精子も検出されているから、当然犯人の体液が含まれていると考えられ、少年らの前記血液型と比較すれば、右斑痕の血液型も少年らが犯人ではないことを有力に裏付けているものである。

(3)被害者の両乳房から検出されたプチアリン反応（唾液反応）を示す体液　被害者の左乳嘴には咬傷があり、被害者が犯行時乳房をなめられたり、咬まれたりした状況が窺われるところ、事件発生直後の検証の際、被害者の両乳房の周囲をぬぐったガーゼ片からプチアリン反応を示す体液が検出され、その血液型もA型をしめしていた。

プチアリン反応とは、プチアリンという酵素の有無を調べる検査方法で、プチアリンは体液のうち主として唾

液に含まれるから、唾液の有無を確認する検査方法として知られている。

従って、被害者の両乳房をぬぐったガーゼ片からプリアリン反応が検出されたということは、ガーゼ片に滲み込んだ体液が唾液であることを示し、その唾液の血液型がA型であったということは、まさに被害者の乳房を咬んだ犯人の血液型はA分泌型であることを明確に示していることになる。このことだけからも、少年らはいずれも本事件の犯人ではないことが明らかといわねばならない。更には前記一、二の体液の血液型と総合して検討すれば、少年らはいずれも犯人ではあり得ないことがなおさら明白である。

(4)足跡痕、指掌紋 犯行現場付近の検証により、足跡痕五三個、指掌紋三七個が採取された。しかし、少年らのものと一致するものは全くなく、被害者や土地所有者のものと幾つかのものが一致しただけであとは不明のまま対照不能とされている。

(5)毛髪 被害者が着用していたオーバーから頭毛五本、陰毛一本、パンタロンから頭毛一本、高菜畑から頭毛一〇本、陰毛三本が採取されている。このうちパンタロン付着の頭毛二本がYもしくはZのものと類似しているという鑑定はあるものの、いずれも異同の決定(個体の識別)は困難であるとされ、その他には少年らの毛髪に一致するものは全く存しなかった。

(6)土砂 少年らが事件当日履いていたとされるスリッパや靴の裏に付着していた土砂が採取され、事件現場附近の土砂との異同が検討されたが、現場の土砂と一致するものはなく、かえてYの履いていたスリッパの裏に付着していた土砂は現場附近の土砂と異なるとの分析結果も明らかとなっている。

(7)被害者のガマ口 被害者が当時所持していたものうち、ガマ口がなくなっていた。被害者が事件当時緑色の丸い一〇センチメートルぐらいのガマ口を所持していたことは、事件発生直後の被害者の母親からの事情聴

取で明らかとなっている。

このガマロが現場検証の際発見されなかったことから、犯人が窃取したものと考えられ、Yがこれを窃取したものとして調書が作成されていた。そこで警察官は、Yを犯人とする物的証拠として、ガマロの捜査に躍起となり、Yから執拗にガマロの投棄場所を聞き出そうとした。無論Yは解るはずもないから、海へ棄てたとか、帰路途中にあるの橋の上から河原に棄てたなどと適当に供述したところ、警察はYの指示した附近を大捜査網を敷いて捜索したが結局発見できないままであった。

けだしこれも当然のことである。もともと身に覚えのないことについて、口からでまかせに適当な場所をしゃべらされているのであるから。ところが供述した場所からガマロが発見されなかったとして、捜索から帰った警察官からは腹立ちまぎれに殴打されたり、髪を引っ張られて暴行を受けるのであるから、Yとしてはたまったものではない。

(8)カッターナイフ Yが被害者をナイフで脅したことは、Xの自白内容をメモしたAの手帳の中に既に記述されていた。そこで警察官は、Yが被害者をカッターナイフで脅したものとして調書を作成し、少年らの調書の中でもYがカッターナイフを所持していたことや、被害者にカッターナイフをつきつけて脅している状況も供述させていた。そしてこれを裏付けるため、警察官はYにどのようなカッターナイフであったのか詳しく供述させ、更には図面まで作成させた。

その後カッターナイフの所在場所を糺したところ、Yは適当に自宅の六畳の間の勉強机の下にある道具箱に入れたと供述した。そこでYの自宅の自宅捜索が行われ、その結果道具箱の中ではなく、六畳の間の机の最上段の引き出しの中からカッターナイフ一個が発見された。ところが机の引き出しから発見されたカッターナイフは、

Yが調書で図面まで作成して詳しく供述していたカッターナイフと長さ、形状、材質等において著しく異なるものであった。それでも警察官は、発見されたカッターナイフが犯行に使用されたものであるとして、Yの調書の中で、自分が記憶していた物と違うが、自分の記憶違いであり、自宅から出てきたものであればそれが本件犯行に使用したカッターナイフに間違いないと供述内容を訂正させているのである。

二 以上のように、少年らと本件犯行を結びつける物は全く存在しないばかりか、かえって少年らは犯人ではないことが明らかと思えるような物的証拠がありながら、警察官は少年らをなお犯人として捜査を進め、それだけ念入りな自白調書が作成されていった。この経過について、前記控訴審判決は、次のように判示し捜査のあり方を暗に批判している。

『本件犯行が被告人らによる犯行とされているのに、被害者の膣内の精液及び着衣付着の精液から当然検出されると思われるOを除く被告人らの血液型が検出されず、また本件現場に当然遺留されたと考えられる被告人らの指掌紋、足痕跡が発見されないことは、被告人らが本件犯行を犯していないのではないかという疑いを強く抱かせるものである。』

本件において、警察官が右のような物的証拠が存しないことにつきどのような疑問を持ったか明らかでないが、その物的証拠が存しないことから、勢い被告人らから各自白を得ることだけに熱心となったことは容易に推測できることである。』

六 アリバイの成立

一 司法解剖の結果及び被害者の足取り捜査の結果から、本件犯行時刻は一月二一日午後一時三〇分ごろと考

えられ、少年らの供述調書も右犯行時刻を前提に組み立てられていった。ところが、同時刻ころ、少年らにはいずれもアリバイがあり、少年らが本件犯行に関与することは不可能であった。

(1) YとXのアリバイ YとXは一月二日夜七時頃から貝塚駅前の喫茶店で、PやZ及びその他の友人らとコーヒを飲みながら談笑したり、ゲームをしながら遊んでいた。午後九時頃Yらは喫茶店を出て、貝塚駅で二手に別れ、当時Yが泊まり込んでいた友人H方に向かった。H方は貝塚駅から南海本線で更に南に下った泉佐野市羽倉崎にあり、Hは内縁の妻I及び友人Jと同居していた。

Yらは午後一〇時頃H方に着くと、Hらは既に寝ついており、彼らを起こして部屋に入った。その後一緒にテレビを見ながら談笑し、午前二時頃就寝した。その間テレビ番組としては、パンチDEデート、日曜洋画劇場、深夜番組ソウル・トレインなどを見たというのがYとXらの当夜の行動であった。これによれば、Yらは午後一〇時三〇分頃貝塚の本件犯行現場附近において本件犯行に関与することは不可能であり、十分にアリバイが成立するものであった。

そして、当夜寄宿した先のHもYらのアリバイ成立を裏付ける供述をなし、捜査本部に出頭して、Yらのアリバイを供述した。ところが、捜査本部はHの供述を全く受けつけようとせず、Yらを庇って嘘の供述をしているとHを恫喝し、実際には遅く来たように供述を変更するよう求めた。捜査官の描いた筋書きは、Yらは、午後一時三〇分頃本件犯行を終えて貝塚駅行き、貝塚駅でYとXのグループ、P、O、Zのグループの二手に別れ、YとXは午前〇時過ぎの最終電車に乗って羽倉崎に行きH方に向かったとする。従って、H方に着くのは一月二日午前一時頃となる。捜査官は、Hに対し右のように供述を変更するよう求めたが、HはYらが午後一〇時すぎ頃H方に着いたと述べて譲らなかつた。そこで捜査官はHを証憑湮滅容疑で逮捕するという暴挙に出た。

逮捕後もしくはHは供述を変えなかったが、内妻Iは妊娠中であり、入籍する予定でもあった矢先に友人のアリバイを供述したために逮捕される羽目となり、Hは自暴自棄となって、ついには警察官に迎合する供述をなした。

しかも、実際にはYらは深夜遅く来訪したのに当初午後一〇時頃来訪したと供述したのは、事件後Yから午後一〇時頃来たように供述してくれとアリバイ工作を頼まれていたからである。とまで供述させられて調書を作成された。更には、警察から釈放される時、将来裁判所へ出頭して供述する時は、同じように供述するよう因果を言い含められて帰宅させられた。このように警察官側が、捜査上不利な供述をする参考人がいる時は、その参考人を証憑湮滅容疑で逮捕してでも供述を変えさせることのあることは、徳島ラジオ商殺人事件における店員の例にも見ることができ、本件もまさに同様の経過を辿ったのである。

(2) P、Z、O三少年のアリバイ Pら三名は、当夜午後一〇時過ぎ頃から岸和田市門前町にあるOの叔母の家で友人達と酒を飲み、翌朝未明まで酒を飲みながらテレビを見たりして談笑していた。PとZは、YやXと一緒に貝塚駅前の喫茶店で午後九時頃まで遊び、貝塚駅でYらと別れると羽倉崎とは反対方向の岸和田市に行った。岸和田駅でOやその他の友人と合流し、タクシーで門前町の家に行った。そして門前町の家で一緒に酒を飲んだのである。この時に酒を飲んだ仲間にK、Lという友人がいた。

彼らは、事件当夜少年らが夜一〇時頃から一緒に酒を飲んでいて事件とは関係ないというアリバイを立証する重要な参考人であった。そこで、Pらが逮捕された後K、Lは警察に出頭し、Pらのアリバイを申立てた。ところが警察は、Hの場合と同様Hらに対しても彼らの申立てに一切耳を貸そうとせず、彼らが少年らのため嘘を言っ

て庇っているとKらを責め立てた。

その結果、彼らは検察の恫喝に屈して供述を変え、彼らが門前の家で一緒に酒を飲んだのは一週間前の成人の日の前日であったということにされ、それを二一日の夜飲食したように供述したのは、予めそのように供述するようアリバイ工作を頼まれていたからであるという内容の供述調書が作成された。K、Lも当時少年であったためか、警察から恫喝され手ひどい扱いを受けたため、その日のうちに供述を変えさせられてしまった。これによりK、LはHの場合のような逮捕を逸れたともいえよう。おそらく、KらがPらのアリバイを強く主張し続けておれば、Hの場合と同様に証憑湮滅容疑で逮捕されたことであろう。

二 かくして少年らのアリバイは、いずれも警察の強権捜査のために潰され、かえって事件後Yらがアリバイ工作をしていたというストーリーすら作られていった。関係者の供述調書だけで事件の構成を組み立てていく現在の捜査のあり方を象徴するものといえよう。しかも、警察官は、少年らが早々に自白したことから自らの捜査方針に対して自信を持ち、前述したような多くの否定的な物証があったにもかかわらずこれらには一切目をつぶり、警察官の頭の中で描いたストーリーに従って少年らの供述を誘導していった。かくして作られた供述調書は相互矛盾、変遷が多々あり、とうてい信用できない内容のものであった。

三 ただ、ここで一つ問題が残っている。本件については、逮捕後間もなく私選弁護士五名が選任され、Hらは出頭する前に弁護士に対して少年らのアリバイを供述しているのである。弁護士は彼らの供述により少年らのアリバイを確信し、警察に出頭させたのであろう。まさか警察に出頭して、強権的に供述を変えさせられることなど思いもよらないことであつたらう。しかし現実には起こつたのである。このような場合弁護士としては証人をはじめ証拠をどのように保全しておくべきか、技術的に問題を残している。

七 家庭裁判所の逆送決定、一審有罪判決まで

一 少年らは一月二七日未明逮捕され、検察官は勾留請求をなし、二〇日間の勾留を経て二月一七日、大阪家庭裁判所堺支部に送致された。家庭裁判所は、一〇日間の観護措置を経て、「検察官送致」の審判をなした。事件は検察官へ逆送された。これほどの事件について、家庭裁判所がわずか一〇日間の観護措置で十分な調査、審判ができるはずはない。おそらく家庭裁判所は、最初から事件を逆送事件とみて、上述のような物証上の問題や供述調書の内容、少年の供述の特性などに考慮を払うことなく、家庭裁判所としての調査は最小限形式的、手続的なものにとどめ、早々と検察官に逆送したものと思われる。

およそ家庭裁判所では、このように重大かつ複雑な事件の実体的な審理はできないと、最初から審判権を放棄しているとしか考えられないほどである。ここに少年審判手続が、重大刑事事件については極めて形骸化している状況が窺われる。

なお、残念ながら、勾留期間中、弁護人の接見はなされているが、少年付添人として特段の関与がなされた形跡はない。

二 Yについては、昭和五四年二月一七日、少年四名については少年審判手続を経て同年三月八日それぞれ大阪地方裁判所堺支部に起訴された。公訴事實は、被疑事実と同様、少年らは被害者を共謀の上強姦して殺害し、更にYは被害者の財布を窃取したというものであったが、少年らはいずれも冒頭から公訴事實を否認して争った。

第一審公判は三年間に及び、弁護人の主張は、①物証の不存在、②自白調書の任意性、信用性のないこと③アライの成立を三本柱として公判手続が行われた。昭和五七年一二月二日大阪地方裁判所堺支部は判決を言

渡したが、判決内容は公訴事実をそのまま認定し、Yについては懲役一八年、その他の少年についてはそれぞれ懲役一〇年という有罪判決であった。

前述した本件の各問題状況からすれば、一審判決も無罪判決であつてもよかつたように思われるが、そうはならなかつた。弁護人の弁論要旨は、前記三つの柱を中心に論旨を展開したものであつたが、一審判決はこの弁護人の主張に対する判断として、③の主張について少年らのアリバイは成立せず、かえつてアリバイ工作を依頼したことが認められると判断して弁護人の主張を排斥したのみで、①②の主張については何らの判断も示さないままであつた。

物証や自白の任意性、信用性についての弁護人の主張に対して何らの判断も示さないまま有罪の認定をしたことは、極めて不十分な説得力のない判決であつたと言わねばならないが、それだけ裁判所は①②の問題点の主張について判断をなすのに自信がなかつたともいえよう。

三 一審判決が少年らを有罪と認定したのは、おそらくは少年らにアリバイが成立しなかつたという点ではなく、アリバイ工作があつたという点であろう。このため物証上の問題や自白調書の問題について判断を放棄して少年らを有罪と認定したものと思われる。一審判決をこのように誤らさせたのは、アリバイ関係証人の公判証言であつた。

事件当夜少年らは二組に分かれて行動し、それぞれアリバイがあつたことは既に述べたとおりであるが、少年らのアリバイを裏付けするはずのアリバイ証人が警察に出頭すると、アリバイ供述を受けつけようとしない警察の恫喝にあい、もしくは逮捕されるまでして、結局供述を変え、アリバイ工作を頼まれたという趣旨の供述調書が作成されるに至つたことも前述したとおりである。

右調書は公判においては当然不同意書面となって採用されず、供述者が証人として出頭することになった。ところがHとKは、証人として出廷する前に検察官から証人テストを受け、調書通り供述するよう指導された。このためHは、本当のことを言えばまた逮捕されるかも知れないという恐怖感にさいなまれ、またKも取調べの時の恐怖感がよみがえって、いずれも供述調書通りの証言しかできなかった（なおLは公判前に逃亡し、公判に出頭しなかった）。このため兩名は公判廷においてもアリバイを否定し、かえってアリバイ工作があったという供述をなしてしまった。この供述は、弁護人からの反対尋問に対しても崩れることなく維持された。ところが、Hの証人調書を読んでも理解されるように、Hの証言態度は極めて苦渋に満ちたものだったようである。

例えば、Hの証人尋問調書には、

弁護人 「証人は何かにおびえているようですね」

証人 「・・・・・・」

弁護人 「証人は何か怖いことでもあるのですか」

証人 「・・・・・・」

というくだりもあるのである（昭和五四年九月二七日、原審第七回公判調書）。おそらく当日のHの証人尋問に直接立ち合ったものであれば、Hの証言態度から、Hの供述内容は信用できないという認識を持ったのではなからうか。しかるに、三年有余の公判手続中、担当裁判官（合議体）はめまぐるしく交替し、裁判長だけでも二名が交替している。このため最終的に判決をなした合議体の裁判官はいずれも公判の最終段階で一部の被告人質問を聞いただけで判決に関与している。従って、一審判決は実質的に調書判決のようなものになってしまい、アリバイ証人の虚偽証言を見抜くことができなかつたのである。アリバイがないというだけでなく、アリバイ工作

がなされたという事実が認定されてしまえば、結論としては有罪の心証に傾かざるをえず、一審裁判所は物証の問題等に目をつぶって有罪の宣言をなしたのではないかと思われる。

四 かくして一審は少年（判決時には彼らはすべて成人となっていた。）ら全員について有罪判決を言渡したのであるが、この判決に対し、Y、P、O、Zの四名は大阪高等裁判所に控訴した。Xだけは控訴をせず、懲役一〇年の刑が確定してしまった。Xが一審判決について控訴をなさず、刑を確定させたことは、後にまで尾を引くことになるが、Xは長引く裁判と裁判結果に絶望し、叔母や父の勧めもあって控訴しなかつたようである。

八 控訴審の手続

一 Xを除く他の四名の控訴審は昭和五七年八月に始まった。弁護人は、一審とは変わり、各被告人についてそれぞれ国選弁護人がつけられた。控訴審での争点も一審と同様であったが、控訴審段階において証拠関係がいくつか追加された。まず、物証関係で体液の血液型の問題に関し、新たな証拠が付け加えられた。被害者の両乳房から検出された唾液の血液型に関する検査処理表である。

一審では、検察官が証拠として請求せず埋もれていたものであるが、控訴審で存在が明らかになり証拠調べがなされたものである。これにより、体液の血液型に関する証拠が三点も揃い、それらがいずれもA型を示していることから、被告人らが犯人ではあり得ないことが一層明らかになった。

二 次に一審でアリバイについて供述した証人らのうち、まずK証人が一審の供述を覆す重大証言をなした。Kは、一審証言において自己の犯した過ちを悔い、友人に迷惑をかけてしまったと、一審判決後悶々とした日々を送っていた。そこへ控訴審の弁護人が来訪し、一審での供述内容について問いかけると、Kは堰を切ったように

語り出し、一番での証言は警察の恫喝が怖くて本当のことを言えず、やむなく事実と反する証言をなしたものであること。事件当夜Pらと夜一〇時過ぎころから明け方頃まで一緒に酒を飲んでいたことは間違いなく、彼らにアリバイがあることを淀みなく語った。

そこで弁護士がKに対し控訴審において証言をしてくれるよう供述を説得すると、Kは友人達への償いのためにも本当のことを供述しますと、自己の良心に従った供述をなすことを約束し、控訴審における最初のアリバイ証言をなして一番の供述を覆した。

Kに続いてLの所在が判明し、Lも控訴審においてアリバイ証言をなした。Lは、一審公判において捜査機関からアリバイ工作を頼まれていたという誤った供述を強いられそうになり、これがいやで公判期日に出頭する前に大阪を離れ、公判に出頭しないまま各地を転々とした。その後結婚し、生活面で落ち着きを得ようとしていたが、いつ良心に恥じる供述を求められるかも解らないという不安におびえていた。

しかし裁判は控訴審となり、Kが真実を証言したことを知り、Lも控訴審において真実を述べることを約束した。Lも、Kと同様Pらにアリバイがあること、一審では捜査段階で作成された誤った供述調書に基づいて、供述調書通りの証言をさせられそうであったので公判前に逃亡したこと等を証言した。

かくしてPらのグループに関するアリバイ工作証言は覆り、あらためてアリバイ証言がなされた。残るはYグループに関するアリバイ証人であった。Yグループのアリバイ証人であるHは、逮捕までされてアリバイ供述をアリバイ工作供述に作り変えられ、そのことを公判においても証言させられたのであるから、Hの心中は察するに余りある。Hの住所を調査すると、Hも公判で誤った証言を強いられた後、いたたまれなくなって大阪を離れ、居住先を変えていった。そして最後に、沖縄の一つ北方にある与論島で居を定めていた。

そこで弁護人が与論島に住むHを訪ねると、最初は何も話したくないと供述を拒否していたHも重い口を開き、真実を証言してくれた。Hによれば、当初警察官に対しYらのアリバイを主張していたところ、「嘘を言っている間をかばっている。おまえも共犯だ。」と恫喝され、遂には罪証隠滅で逮捕されるに至った。あまりのことに驚いたが、それでも逮捕直後はなおアリバイ供述を主張していたものの、このままアリバイ供述を繰り返しておればいつまでも釈放されないと聞かされ、身重の妻を案じ、やむなく警察官に迎合してしまい、Yらにはアリバイはなく、アリバイ工作を頼まれていたことYらが事件の犯人ではないかと思わせるような不審な行動があったことなど真実に反する供述調書が作成されたこと。一番では公判前に証人テストがあり、供述調書を作成した時と同じ検事に再び事情を聞かれ、調書通り供述することを求められたため、真実を述べればまた逮捕されるかもしれないという恐怖感が先立ち、本当のことが言えなかったことなどを語った。

そして弁護人が控訴審で真実を語ってくれるよう説得すると、Hは「そのような証言をなせばまた逮捕されるのではないか。」と恐れた。事件後既に五年以上も経過しているのに、Hははまだ再逮捕の恐怖におびえていたのである。

Hは、右のような不安感はあったものの、いつかは真実が語られなければならないこと、K、Lらは既に真実を語っていることなどから証言台に立つ決意をした。Hの証人尋問は出張尋問となり、福岡高裁那覇支部で行われた。所期の通り、アリバイ証言をなし終えた後のHの晴れやかな顔が印象的であった。かくして控訴審においては、一番において有罪認定の決め手となったと思われるアリバイ工作供述がすべて覆り、被告人らのアリバイは裏付けられた。

三　ところが、ここで問題として残ったのは、一番の有罪判決を確定させて少年刑務所に服役中のXのことであ

る。被告人らが犯人でないことはほぼ明らかになっており、事件の流れからすれば、Xも犯人ではあり得ない。(ちなみにXの血液型はAB分泌型である。)にもかかわらずXはなぜ懲役一〇年という長期の実刑判決に対して控訴することなく確定させてしまった。

当然ながら、控訴審においてXは服役中の奈良少年刑務所から証人として出頭し、証言を求められた。Xは友人達の控訴審においても、自らの潔白を訴え、控訴しなかった理由については、父や祖母から「このまま裁判を受けても年月がかかるばかりで、どうせ結果は変わらないだろうから、早くあきらめて刑期を勤めてきた方が早く釈放されて出てこられる。そうでなければ年老いた祖母の死に目に会えなくなる。」と説得されたからであると証言した。

Xはもともと無実であるのに、Aのナイフによる脅かしに屈して自分のみならず、Y・Z・O・Pまでも無実の罪で事件に巻き込んでしまうという苦境にあった。警察での過酷な取調べの後も、一審判決まで約四年間身柄は拘束され続けた。社会的経験も乏しい未成年のときに逮捕され、長い間孤独な環境におかれ、刑事裁判の被告人として公判が続いてきたことは、大変な心の負担であったと思われる。

しかも、一審でアライバイの主張はなされ、鑑定もなされており、Xらの主張を認めるに定る証拠は既に出されているにもかかわらず、判決はXらの言い分を認めなかったのであるから、この先何年かかるかも知れない控訴審で、しかもいかなる立証を追加できるかの見通しもない状況下で、もはや自らの無実が明らかになる可能性が低いと絶望感にとらわれることは容易に想像される。

あくまで、自らの無実を主張できるほどの精神力を持つことは、極めて困難であったであろうし、よほど身内や弁護士などの周囲が確固たる信念をもって本人を力強く支えなければ不可能であったと思われる。

四 以上のような審理を経て、大阪高等刑事第一部は一九八八年一月三日、被告人ら全員について無罪の逆転判決を言い渡した。控訴審判決は、まず物証関係について、被告人らと本件犯行を結びつける物的証拠がないばかりか、かえって被告人らは犯人ではないのではないかという強い疑問をいだかせる物的証拠（消極的証拠）すら存在するとし、たうえて、捜査段階における被告人らの自白調書について、捜査官より取調べ中の暴行を受けた旨の各供述を虚偽であるとまでは言えないとして、司法警察官に対する各供述調書の任意性を否定し、検察官に対する供述についても、警察官による不当な影響が遮断された状況の下でなされたものとは認められないとして同様に任意性を否定した。

また信用性については、いわゆる秘密の暴露といえるものではなく、供述相互間に重要な点での食い違いがあること、しかもその後各供述が変遷し、他の被告人らの供述に合致するようになっていくこと、記憶を喪失したり、記憶違いをすることが考えられないような事柄についても容易に供述が変転していること、供述を変更したことにつきほとんど合理的な説明がなされていないこと、被告人ら相互間で不一致を来すはずのない事柄について供述に食い違いがみられ、これらはいずれも捜査官の誘導あるいは押し付けにより、また自らの想像により捜査官が想定する事実を供述し、あるいは供述させられたのではないかとの疑問を抱かざるをえないとして、捜査官に対する各自の信用性も否定した。

ところが控訴審での証拠構造の柱の一つとなったアリバイについて控訴審判決は、『被告人らのアリバイの成立を認めるに足る証拠はないというべきであるが、また同時にそのアリバイが虚構のものであるとまでは断じ難く、従ってその成立の可能性を否定し切れないというべきである。』と判示していささか灰色の認定となった。そしてこれに関連して控訴審判決は、結論部においてわざわざXが控訴しなかった点について次のように述べ

た。

『仮にXが真犯人でなかったとすれば、懲役一〇年という重い刑を言い渡した原判決に対し控訴の申立をしな
いということは通常考えられないことである。Xは当審において、証人として控訴をしなかったのは未決勾留で
いるのが辛く、早く服役して自由になった方がよいと思つたのと、祖母及び父からも控訴せず服役するよう言わ
れたからである旨証言するのであるが、それだけの理由しか述べないことに照らすと、Xが控訴しなかったのは
同人が真犯人であつたからではないかとの推測が成り立たないといえない。

そうすると、被告人ら四名も真犯人ではないかという推測も成り立ちうる。従つてXが控訴しなかったとい
うことから考えれば、被告人らあるいは被告人らのうちの誰かが真犯人ではないかとの疑いが全くないとは言えな
い。しかし本件においては、前述のとおり証拠を検討した結果、被告人らに対し有罪の認定をする証拠がないと
の判断に達したものであり、Xが控訴をしなかったことに疑念があつても、それをもつて右判断を動かすことは
とうていできるものではない。』

こうして、判決は、Xが控訴しなかったことについて、強い疑問を呈し、結果的に灰色無罪の如き印象を与え
る判決となつた。しかし、これは、Xの苦境に対する理解を全く欠いている。また、判決が科学的裏付のある証
拠にもとづく適切な心証形成をしているのに、こうした疑念を差し挟んだのも不可解である。全く不当な判示と
言うべきである。

九 再審手続

一 控訴審で四名が無罪となつた後、Xの再審手続が、問題となつた。Xは、一審判決で懲役十年の刑を確定さ

せ、奈良少年刑務所で服役中であつた。X自身が、控訴審で自己の冤罪を主張しており、共犯とされた四名全員が無罪とされたのであるから、Xについて再審手続がなされるべきことは当然である。そして、控訴審で提出された証拠や新たなアリバイ証言は、いずれもXの確定判決に対しては、新規な証拠となり、確定審における証拠と合わせて総合評価し、確定判決に対して合理的な疑いを生ずれば、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に基づきXに対して、再審が開始されるべきである。

二 Xに対する再審請求は、昭和六十一年六月二十三日大阪地方裁判所堺支部に対して申し立てられた。再審開始を求める理由は、Yらの控訴審における控訴理由と同様であり、被害者の乳房から検出された唾液の血液型に関する検査処理表や控訴審におけるアリバイ証言調書が新証拠として提出された。

再審請求審における主たる争点は、物的証拠の評価が問題となつた。

検察官は、被害者の腔内溶液やオーバーコートの裏地の精液様痕並びに被害者の乳房から検出された唾液の血液型がいずれもA型を示していたことについて、土砂が混入してこれにより吸収されたり、分解されたり、量が少なかったりしたため、被害者の血液型しか検出されなかつたとしても不合理とは言えないと主張した。

そこで再審請求審において、新たに北里大学法医学教室の船尾忠孝教授に鑑定を依頼し、同教授の鑑定書を提出した上で、更に同教授の証人調べをなして、検察官の主張を打ち破つた。

同教授は、Xら五名がいずれも姦淫して、血液型がA型しか検出されないことは、明らかに矛盾しており、土砂による影響があつたとしても、この結論に影響を及ぼすことはないと言明し、鑑定意見を述べた。

三 約二年間の審理を経て、昭和六三年七月一九日、同裁判所は、Xについて再審開始決定を言い渡した(判時一三一五号一四六頁)。同決定は、刑訴法四三五条六号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」について、

有罪の確定判決における事実確定に合理的な疑いを抱かせ、その確定を覆すに足りる蓋然性ある証拠を言うが、そのような証拠であるかどうかは、もし、当該証拠が有罪の確定判決をした裁判所の審理中に提出されていたならば、合理的な疑いを生ぜしめることなく、その確定判決の認定に達していたかどうかという観点から、当該証拠と同審におけるほかのすべての証拠とを総合的に評価して判断すべきであつて、この判断の際にも、再審開始のために、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるとし更に、「新たな証拠」とは、証拠の発見が新たなことを言うものであつて、その存在が確定判決の以前より継続すると、それ以後に新たに発生したとを問わないものである。

したがつて、確定判決の以前に捜査機関によつてすでに収集されていた証拠であっても、裁判所によつて同判決言い渡し後初めて認識可能となつたもので再審請求者にとつてもその言い渡し後に初めてそれを発見した時は、証拠を新たに発見したものと見えるとし、右証拠には、証拠方法と証拠資料の両方が含まれると解されるので、証拠方法が同一であつたとしても、証拠資料としてその内容に相違がある場合には、証拠の新規性が肯定されると判示した。

証拠の新規性、明白性について、上記のような判断をなした上で、大阪地方裁判所堺支部は、弁護側の新証拠を採用し、かくて一審の証拠と合わせて、総合評価したうえ、再審を開始する決定を言い渡した。

そして右決定の事実認定及び証拠評価についても、基本的にはYらに対する控訴審判決と同様の内容であつた。検察官は、右決定に対して即時抗告をなさず、再審開始決定は、確定した。

四 再審公判は、昭和六三年一〇月三十一日開始されたが、検察官、弁護側は、それぞれ再審請求審で提出された

証拠関係を新たに提出し、従前の証拠関係以外に、新たな証拠は提出されなかったので、公判は早朝に結審した。そして平成元年三月二日同裁判所は、Xに対して無罪を言い渡して終結した(判例時報一三四〇号一四六頁)。なお、本事件は、現在国家賠償請求訴訟事件として、大阪地方裁判所に継続している。

一〇 まとめにかえて 少年事件と誤判の原因

一 本件被告人らについて、誤判を招いた大きな原因としては、捜査機関による見込み捜査が指摘される。

捜査機関は、捜査上の対象者として名前の挙がっていたXが、被害者の内縁の夫に対して自白したとして、内縁の夫に連れられて捜査本部に出頭したことから、Xを頭から犯人に間違いないと思いきみ、Xの自白をもとに逮捕されたYらから、自白を得ることに血道を上げた。そのため、逮捕、取調べの方法にもきわめて問題が多い。

犯罪捜査規範第二〇五条は、少年の被疑者についての身柄拘束に関する注意として次のように定めている。

「少年の被疑者については、なるべく身柄拘束を避け、やむを得ず、逮捕、連行または護送する場合には、その時期および方法について特に慎重な注意をしなければならない。」

また、少年警察活動要綱第三七条一項は、「警察官は、犯罪少年についても、できる限り逮捕、留置、その他の強制の措置を避けるものとする」と定め、さらに二項(4)では、警察官がやむを得ず逮捕、留置その他の強制措置を決定あるいは執行する場合は、「その時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること」としている。

しかし、警察の行動は、これらの規定とは全く逆の手法であった。Yは、一月二七日午前四時頃(緊急逮捕手続書の記載は午前五時五分)、Oは同日午前五時頃(同じく午前五時一五分)、Pは同日午前五時頃(同じく午前

五時一五分)、Zは同日午前五時過ぎ頃(同じく午前四時〇分)にそれぞれ緊急逮捕されている。更にYは、逮捕事実を告げられないまま手錠をはめられ、貝塚署に連行されている。他の少年も逮捕時に被疑事実を告げられず、連行されている。

少年らの供述によれば、部屋の中に入れてから手錠をはめられ、取調を受けているのである。成人に対する取調としても違法な形態であるが、少年の場合、その与える影響は重大である。

Oは、既に自白していたXに引き合わされ、連行した警察官がXにOを指差して、「こいつがやったんやな」と言い、同人がうなずいたので他の者も認めさせられていると思ひ、その後すぐにあきらめ、被疑事実を認めている。

又、警察官の少年らに対する暴行の事実は控訴審判決で認定され、その結果自白調書の任意性も否定された。警察での取調に於いては、かなりの直接的な有形力の行使をされ、少年らが畏怖心を抱いていたこともよくわかる。更に、検察官からの弁解録取に対しても犯行を認めた理由について、Zの場合は、取調のそばに警察官がいて、やっていないというと言われ、警察に帰ってから何をされるか分からないと思ひ怖かったからと述べている。Oの場合は、途中で検察官の取調の際、一度犯行を否認し、「自分はやっていない」と言ったこともあったが、これに対し検察官は怒って帰ってしまったという。その後、Oは取調室で正座させられ、警察官から反省の色がないからもう一度考え直せと言われて正座した足の上に乗られたり、スリッパで頭を殴られたりしたという。この為再び検察官に対し「やっていないと言ったのは嘘でした」と自白に逆戻りするしかなかったわけである。

二 また、アライ証人に対しても、捜査官は恫喝により供述を変えさせ、更には供述を変えないアライ証人の一人を逮捕するという、強権的な手段を採った。本件では少年らのアライについては多くの関係者がおり、

そのアリバイ内容もかなり明確であった。従って、当然アリバイ証人らの供述内容は一致していることになり、これを虚偽と断定することになれば、結局、大がかりなアリバイ工作がやられたという以外には、なくなるという形である。

XとYのアリバイ証人であるHは、捜査官が求める供述の変更に応じなかつた為に、証憑煙威罪で逮捕されている。この逮捕を理由づける証拠は一体何であろうか。本件の場合、証憑煙威を裏付ける明確な証拠が存在するとは思われず、令状を請求した検察官、それを許可した裁判官いずれもチェック機能を働かせていないとの疑いを払拭できないと思われるのである。

Z、O、Pのアリバイ証人であるK、Lも当時少年であり、被疑少年らと同様に相当乱暴な取り扱いを受け、アリバイ工作を認めさせられてる。被疑者の弁解、弁明に十分に耳を傾け、その裏付けをとって供述の真偽を判断することが、有効な捜査手段のほうである。

犯罪捜査規範一七〇条は、「取調により被疑者の供述があつたときは、その供述が被疑者に不利な供述であると有利な供述であるとを問わず、直ちにその供述の真实性を明らかにするための捜査を行い、物的証拠、情況証拠その他必要な証拠資料を収集するようにしなければならない」と規定している。取調官が自らの筋書を予め想定しすぎていると被疑者に有利な側面を軽視するか無視するかあるいは、偽装をしているとの疑いに傾きがちになるのは当然の成り行きである。

アリバイ崩しは、本件の場合のように、捜査官による新たな犯罪者作りに直結していることにもっと注意を傾けるべきである。

三 本件では、少年らと本件犯行を結び付ける物的証拠が全く存在しないだけでなく、少年らが犯人ではないの

ではないかと強く疑わせる物的証拠が数多く存在していた。本件の捜査のやり方を見てみると本来物的証拠を中心に捜査を進めていくべきであるのに、まず自白を得ることを優先させる「人→物型捜査」が典型的に展開されたものと見ることが出来る。

そして、この捜査の手法は検察官にもそのまま引き継がれている。一番の検察官は、被害者の両乳房から検出された唾液の血液型の検査処理表については、結局、公判廷に提出していない。この点は、弁護人の活動方針の是非にも関わることではあるが、基本的には検察官の手に無罪を示す物的証拠が置かれていたという事実は、否定できない事実である。そして、これらを手中にしなから、自白を中心にアリバイ崩しに邁進していった事実は、検察官のチェック機能の欠如を示しているのである。また、このアリバイ崩しの為に、証人となるべき者に対し、証憑湮滅罪で逮捕するなどの暴挙に走った点、「チェック機能の欠如」というよりは、積極的な冤罪作りに貢献したと見られるものである。

検察官は、警察の捜査記録に眼を通しえ、自らも捜査を行いうる法律家であり、公益の代表者である。警察での自白と同様の自白をしない被疑者の態度を怒って帰ってしまうような捜査検事のあり方では、何らのチェック機能も果たしえないのは当然である。

四 本事件の被疑少年らについては、大阪家庭裁判所堺支部で、わずか一〇日間の観護措置で検察官に逆送決定された。少年調査官の意見書の内容は、「計画的犯行で」あるとか「残忍非道極まりない凶暴な犯行であり、その犯情は極めて悪質重大である」と指摘している。

少年らは、いずれも少年調査官から被疑事実について詳しく聞かれた覚えはないというのであるから、このような認定を行なったのは、自白調書を中心とした捜査記録のみを参考にして、事実認定を急いだ結果であると見

ざるをえない。調査官が少年の心に触れる接触を行い、過酷な捜査による少年らへの悪影響を排除した上で、少年らが自らの主張をしっかりと伝えるように中立的に関与できていれば、少年らの冤罪を明らかにする面で家庭裁判所が果しうる役割はもつとあつたはずである。形式的な捜査記録の調査で逆送決定を行なつたことは極めて問題である。この点は付添人としても心すべき課題である。

一 審裁判所は全員に有罪の判決を言い渡したのである。裁判所が公判廷における被告人の供述よりも、捜査段階における自白調書に信を措きがちであることは、つとに指摘されているところであり、本件も同様の結果となつた。これらは、いずれも過去の多くの冤罪事件に共通する問題点であり、常に誤判を招く要因とならう。